別表１（第２関係）

（１）森林整備事業

<table>
<tr><th rowspan="2">区　　分</th><th rowspan="2">事　業　内　容</th><th rowspan="2">対象森林</th><th colspan="2">採　　択　　基　　準</th><th rowspan="2">備考</th></tr>
<tr><th>１施行地</th><th>個　　別　　事　　項</th></tr>
<tr><td>間伐(切捨て及び搬出)</td><td>３齢級以上で実施する不良木淘汰及び搬出集積</td><td rowspan="3">民有林
ただし、県有林、市町村有林及び信州の森林づくり事業により５年以内に除間伐を実施した森林は除く</td><td rowspan="3">0.1ha
以上</td><td>1　本数間伐率が 20%以上（豪雪地域対策特別措置法に基づき指定された豪雪地帯、特別豪雪地帯及び気象害の発生が明らかに予想される場合は 10%以上）であること。</td><td></td></tr>
<tr><td>枝打ち</td><td>３～９齢級で間伐等と併せて実施する枝打ち</td><td>1　残存木の 60%以上を実施すること。
2　間伐等の実施は、同一年度及び他の事業で実施したことを問わない。</td><td></td></tr>
<tr><td>つる切り</td><td>３齢級以上で森林整備の事前に実施するつる切り</td><td>1　実施率が 100%以上であること。</td><td></td></tr>
<tr><td>修景林間整備</td><td>不良木淘汰、不用木（枯損木除去）処理</td><td>0.05ha
以上</td><td>1　不良木淘汰を実施する場合は本数間伐率が 20%以上であること。
2　不用木（枯損木除去）処理の場合は単木単位での実施もできるものとする。</td><td></td></tr>
<tr><td>無立木地造林</td><td>耕作放棄地で行う広葉樹植栽</td><td rowspan="6">民有林
ただし、県有林及び市町村有林は除く</td><td rowspan="3"></td><td>1　植栽本数は、ha 当たり 2,000 本以上であること。
2　伐採跡地等への再造林は補助対象外であること。</td><td>注１
注２</td></tr>
<tr><td>竹林整備</td><td>不用木竹除去</td><td>1　本数伐採率が 20%以上であること。</td><td>注１</td></tr>
<tr><td>樹下植栽</td><td>間伐実施林分への植栽</td><td>0.1ha
以上</td><td>1　前年度又は当年度に本数伐採率が 20%以上の間伐を実施した箇所であること。</td><td>注２</td></tr>
<tr><td>補植</td><td>植栽の実施の翌年度から起算して５年以内に当初植栽した本数までの追加的な植栽</td><td></td><td>1　植栽を行った森林において、気象害等による枯損率（枯損苗本数/植栽本数）がおおむね 30%以上発生した場合の捕植であること。(1 回に限る)</td><td></td></tr>
<tr><td>森林作業道及び簡易作業路の開設・補修</td><td>森林整備に必要な路網の開設・補修</td><td rowspan="2">概ね
100m以上</td><td>1　森林整備の実施に必要な路網の開設、補修であること。</td><td></td></tr>
<tr><td>歩道整備･補修</td><td>間伐材を利用した歩道の整備・補修</td><td>1　森林整備の実施に必要な歩道の開設、補修であること。</td><td></td></tr>
<tr><td>枝条処理</td><td>松くい虫被害の拡大を助長する恐れがあるアカマツ林の林地残材及び枝条の破砕、焼却、被覆等の処理</td><td></td><td>1　被害木の処理などの方法については、「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針」に基づき実施すること。
2　直径３cm 以上のアカマツの林地残材・枝条であること。
3　原則として信州の森林づくり事業等における搬出間伐実施後の箇所であること。</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>倒木整理</td><td>風倒木などの被害木を玉切り(地際の切離しを含む)、整理</td><td></td><td></td><td>1　単木単位で実施する。</td></tr>
</table>

注１　事業箇所が森林法第５条に定める地域森林計画に含まれていない場合は、事業実施後速やかに登載すること。

２　無立木地造林については、実施要領別紙１の森林環境保全整備事業に定める植栽樹種（ただし、広葉樹に限る。）であること。

（２）グレースの森創生事業

区　　分	事　業　内　容	対　象　森　林	採　　択　　基　　準		備考
			１施行地	個　　別　　事　　項	
除・間伐 植栽・保育等 看板等設置	林木の健全な成長の促進を目的とした間伐を主体とした森林整備及び看板の設置などの附帯施設整備	里山地域の民有林 ただし、事業実施の前年度から起算して５年以内に信州の森林づくり事業の除間伐を実施した森林は除く	0.1ha 以上	１　本数間伐率が概ね30%以上であること。 ２　知事と森林所有者がグレースの森創生施業協定を締結すること。 ３　整備に当たっては、Ｉ・Ｕターン者等新たな担い手の研修を兼ねた整備に努めるものとし、ボランティア等との連携が図られること。 ４　記念林としてふさわしい森林となるよう林内整理等が図られること。	

（３）県単森林災害復旧事業

区　　分	事　業　内　容	対　象　森　林	採　　択　　基　　準		備考
			１施行地	個　　別　　事　　項	
倒木・折損木整理 倒木起こし	気象害等による倒伏木・折損木の整理及び倒木起こし	民有林 ただし、国庫補助事業の対象となる森林は除く	0.1ha 以上	１　施行地の面積は、造林木の成立本数の30%以上が倒伏・折損した林分の区域面積とし、当該施行地に係る補助対象面積は、実作業区域面積とする。	

（４）「ふるさと信州」森林リフレッシュ事業

区　　分	事　業　内　容	対　象　森　林	採　　択　　基　　準		備考
			１施行地	個　　別　　事　　項	
修景林間整備	不良木淘汰、不用木除去及び不用萌芽除去	民有林 森林景観整備又は通学路の安全確保のため、所長が特に必要と認めた箇所であること	0.05ha 以上	１　森林景観整備又は通学路の安全確保のため、所長が特に必要と認めた箇所であること。 ２　原則として不用木（育成しようとする樹木以外の木竹）を全て除去すること。（不良木の淘汰（育成しようとする樹木の間伐）の実施の有無は問わない。）	注１

注１　事業箇所が森林法第５条に定める地域森林計画に含まれていない場合は、事業実施後速やかに登載するよう努めること。